

審 査 基 準

E - c - 1

令和5年4月1日作成

法 令 名： 個人情報保護に関する法律
根 拠 条 項： 第82条
処 分 の 概 要： 公安委員会又は警察本部長が保有する個人情報の開示請求に係る個人情報の開示、一部開示又は不開示の決定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会又は愛知県警察本部長
法 令 の 定 め： 個人情報保護に関する法律第60条第1項（保有個人情報の定義）、同第78条（保有個人情報の開示義務）、同79条（部分開示）、第80条（裁量的開示）、第81条（保有個人情報の存否に関する情報）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： <p>開示決定等は、原則として、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に行う。その期間の末日が県の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了する。ただし、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数を算入しない。</p> <p>事務処理上の困難その他正当な理由により開示決定等の期間を延長するときは、速やかに、当該期間を30日以内で延長する旨の決定をし、決定期間延長通知書により、開示請求者に通知する。</p> <p>開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、45日以内に可能な部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報について開示決定等する期限を、決定期間特定通知書により開示請求があった日から15日以内に開示請求者に通知する。</p>
申 請 先： 警察本部情報公開センター、運転免許試験場、東三河運転免許センター及び警察署の個人情報窓口
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部住民サービス課情報公開センター 電話 (052) 951-1611 内線2925
備 考：